令和３年度総合評価一般競争入札に関する留意事項　　（５）

他の各説明事項等と併せて、本留意事項に基づき、本件入札を行うものとする。

１　総合評価制度の説明

低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第14条第１項に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が地方独立行政法人大阪府立病院機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、当該申込みに係る価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が地方独立行政法人大阪府立病院機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする制度である。

２　総合評価制度に係る調査資料の提出並びに調査及び審査の実施

(1)　本件入札は、総合評価一般競争入札制度により落札候補者を決定するため、入札参加者は、入札書とともに本業務に関する企画提案書（様式等）、関係書類及び関係資料（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

　なお、企画提案書等を作成するにあたっては、別紙「評価項目・評価点・評価内容・提出書類等詳細シート」等に基づいて作成すること。

(2)　各評価項目において企画提案書等を提出しない者は、当該評価項目の評価は得ることができない。

(3)　企画提案書等は、「正本」１部をＡ４判ファイルに綴じて提出するものとする。

(4)　提出した企画提案書等の差替えや訂正等の変更は認めない。

(5)　大阪府において本業務に係る落札者を決定するに当たり、企画提案内容を公正に審査し、落札候補者の決定を審査するため、学識経験者等により構成される「施設清掃等業務に係る公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

３　入札の無効

次に示す(1)から(6)までのいずれかの要件に該当する者のした入札は無効とする。

(1)　期限までに申請書類を提出していない者

(2)　企画提案書等を提出しない者

　企画提案書等について、入札参加者の「住所・商号又は名称・代表者名」の記入が漏れている場合にあっては、企画提案書等を提出しない者とみなす。

(3)　入札に参加する資格のない者

地方独立行政法人大阪府立病院機構により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において、「入札公告、３　入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(4)　虚偽の申請又は企画提案を行った者

(5)　４(2)に定めるヒアリングの結果、企画提案書等の内容が明らかに異なると認められた者

(6)　入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者

４　落札者の決定方法

(1)　落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額（１円未満切捨て）が、契約事務取扱規程第８条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、かつ、本業務にとって最適な者を決定するため、低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を実施する。

評価に当たっては、別に定める「評価項目・評価点・評価内容・提出書類等詳細シート」に基づき、選定委員会の意見を聴き評価点を決定し、最も評価点の高い者を落札候補者とする。

なお、評価は価格評価、技術的評価及び公共性（施策）評価に区分し、その配点は、それぞれ50点、17点、33点とする。

(2)　企画提案書等の提出後に、企画提案書等を提出した全ての入札参加者に対して、大阪府より、公共性（施策）評価「知的障がい者等の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に係る企画提案内容についてヒアリング（賃金台帳等、各評価項目に係る関係書類の確認を含む。）を実施する。また、「知的障がい者等の就業状況」に係るヒアリングについては、大阪府障害者等の職場環境等支援組織（障がい者分野）が専門的見地から実現性の確認のため同席する。

(3)　最も評価点の高い者が２者以上ある場合は、そのうち最も低い金額で入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最も低い金額で入札を行った者が２者以上である場合は、くじによって落札候補者を決定することとし、当該落札候補者は、くじを辞退することができない。

(4)　選定委員会の評価の結果、落札候補者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回る場合は、一旦、落札者の決定を保留し、大阪精神医療センター低入札価格調査委員会において当該落札候補者に対して、所定の手続きにより調査等を行うので、該当者は、協力すること。

(5)　上記の手続を経て落札者を決定するものとし、落札者を決定した際には、入札参加者全員に対して速やかに通知する。

※「病院」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構が設置する次の各病院をいう。

・大阪急性期・総合医療センター　・大阪はびきの医療センター

・大阪精神医療センター　・大阪国際がんセンター　・大阪母子医療センター